

高齢者等が離職する場合について

【現行制度の概要】

再就職援助措置

解雇等により離職する高齢者等には、

- (ア) 求職活動に対する経済的支援
- (イ) 再就職や教育訓練受講等のあっせん
- (ウ) 再就職支援体制の構築

などの再就職援助措置を講じるよう努めることとされています。



解雇等とは？

①解雇（労働者の責めに帰すべき理由によるものを除く）、②平成24年改正の経過措置に基づいて定められた制度の対象者基準に該当しないこと、③その他事業主の都合による離職を指します。

多数離職届

同一の事業所において、**1か月以内に5人以上の高齢者等が解雇等により離職する場合**は、離職者数や当該高齢者等に関する情報等を**ハローワークに届け出**なければなりません。

求職活動支援書

解雇等により離職することとなっている高齢者等が希望するときは、次の事項を記載した「求職活動支援書」を作成し、**本人に**交付しなければなりません。

求職活動支援書に記載する事項

- (1) 氏名・年齢・性別
- (2) 離職することとなる日（離職することとなる日が未定の場合はその時期）
- (3) 職務の経歴（従事した主な業務の内容、実務経験、業績及び達成事項等）
- (4) 有する資格・免許・受講した講習
- (5) 有する技能・知識・その他の職業能力に関する事項
- (6) (3)～(5)のほか、職務の経歴等を明らかにする書面を作成するに当たって参考となる事項その他の再就職に資する事項

※解雇等の理由は除きます。

・ 様式例（PDF）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/kyusyokusien.pdf>



求職活動支援書はジョブ・カードを活用して作成することも可能です。

ジョブ・カードは、労働者のキャリア・プラン等の情報を蓄積し、労働者自身が生涯のキャリア形成の場面で活用するツールであるとともに、職務経験や職場での仕事ぶりの評価等に関する情報を見える化した職業能力証明として活用するツールです。この様式を活用して求職活動支援書を作成することもできます。

※この場合、ジョブ・カードに再就職援助措置関係シートを添付することとなります。

- ・ ジョブ・カードとは（厚生労働省HP）
https://jobcard.mhlw.go.jp/job_card.html
- ・ 求職活動支援書へのジョブ・カードの活用について
<https://jobcard.mhlw.go.jp/katuyo/corporation.html>
- ・ ジョブ・カードに添付する再就職援助措置シートについて
https://jobcard.mhlw.go.jp/job_card.html

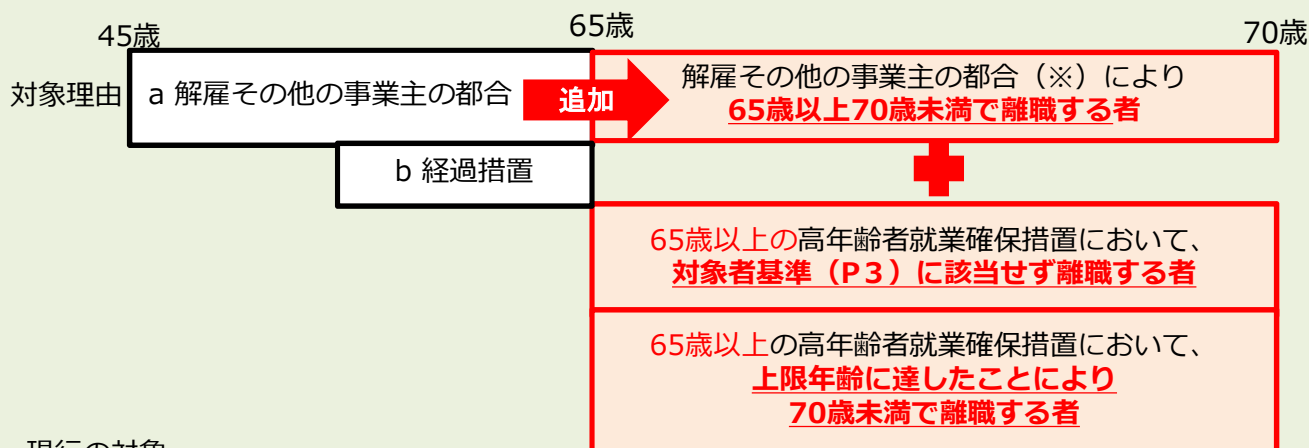
高年齢者等が離職する場合について

【改正の概要】

改正(1) 再就職援助措置等の対象となる高年齢者の範囲の拡大

再就職援助措置・多数離職届の対象となる高年齢者等

70歳までの就業確保措置が努力義務となったことにより、再就職援助措置、多数離職届の対象となる高年齢者等が次のとおり追加されました。



現行の対象

【対象a】 解雇その他の事業主の都合により離職する45歳～65歳までの者

【対象b】 平成24年改正の経過措置として、継続雇用制度の対象者について基準を設けることができ、当該基準に該当せずに離職する者

※創業支援等措置による契約が事業主の都合により終了する場合を含む

求職活動支援書の対象となる高年齢者等

求職支援活動書についても、「解雇その他の事業主の都合」により、**65歳以上70歳未満で離職する高年齢者が対象に追加**されます。



※創業支援等措置による契約が事業主の都合により終了する場合を含む

改正(2) 再就職援助措置等を実施する事業主

再就職援助措置・多数離職の届出を実施する事業主

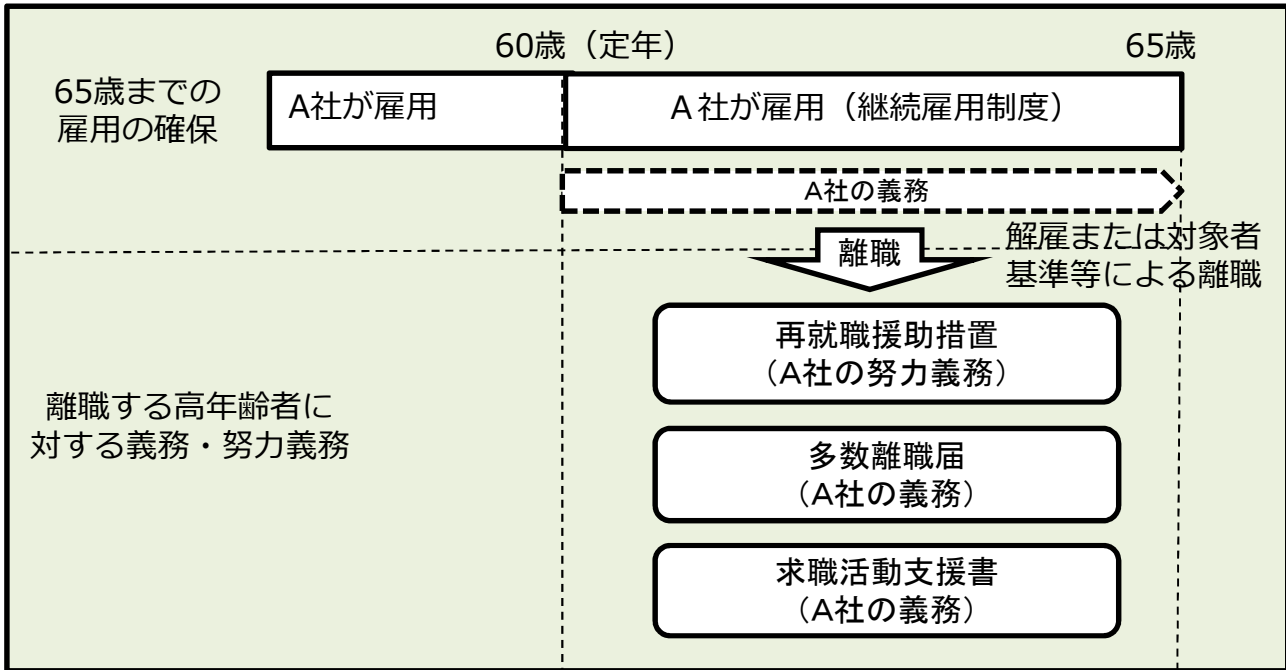
- ① 原則として、**離職時に高年齢者を雇用している（創業支援等措置を実施する場合には高年齢者と業務委託契約を締結している）事業主**です。
- ② ただし、以下の高年齢者に対しては、当該高年齢者を**定年まで雇用していた事業主**が実施することとします。
 - ・他社での継続雇用制度で、制度の上限年齢（70歳未満の場合に限る）に達した高年齢者
 - ・他の団体が実施する社会貢献事業に従事できる制度により就業する高年齢者

改正後の再就職援助措置等の実施イメージについては、15、16ページをご参考ください。

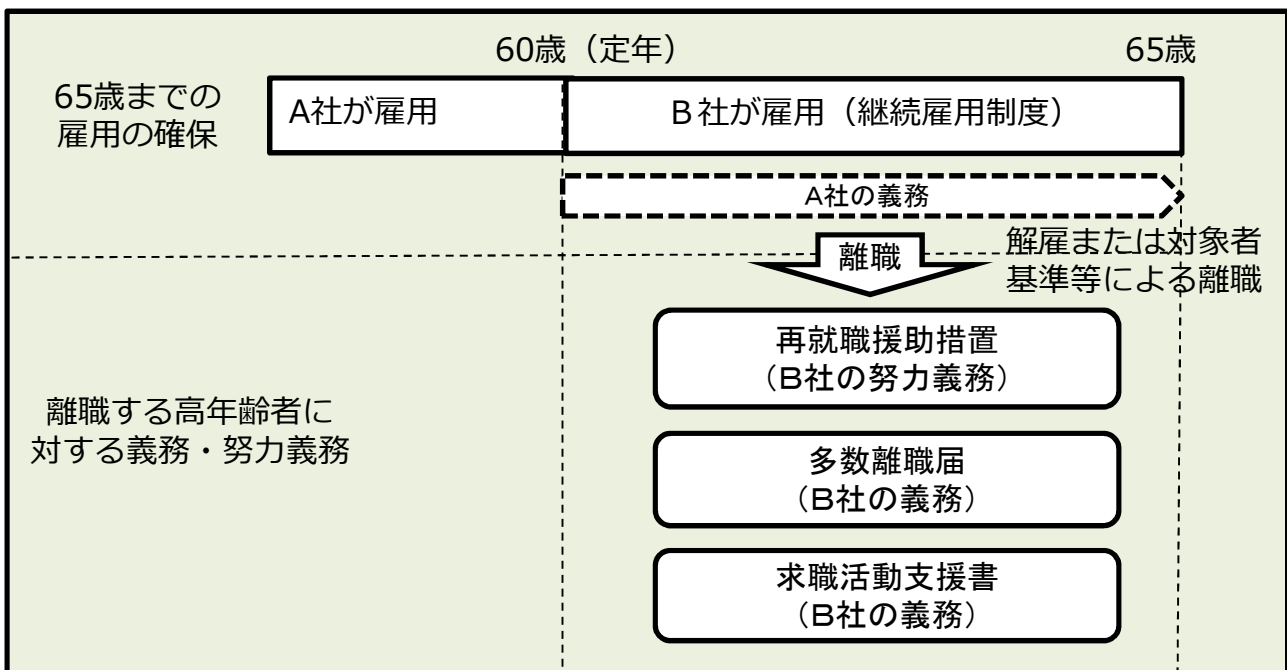
現行の再就職援助措置等のイメージ

⇒45～65歳で離職する高年齢者について、離職時に雇用している事業主に再就職援助措置、多数離職届、求職活動支援書の義務・努力義務がかかっています。

【A社で65歳まで雇用する場合】



【特殊関係事業主で65歳まで雇用する場合】



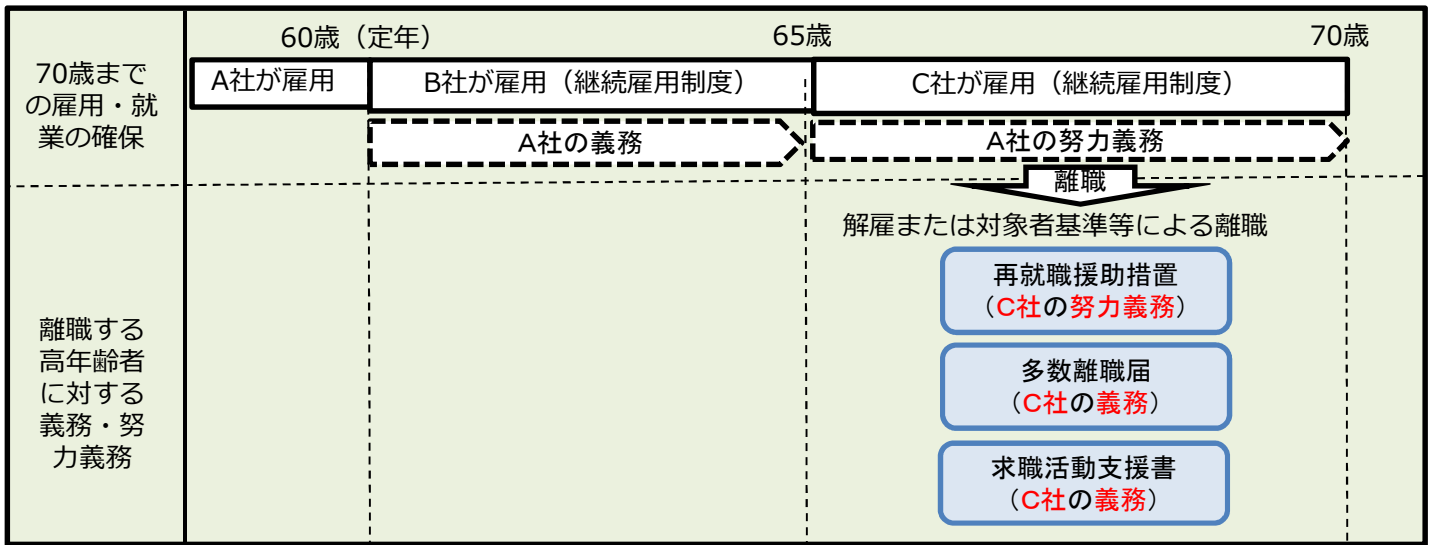
改正後

※45～65歳で離職する高年齢者については、改正後も上記の現行と同様の義務・努力義務がかかります。

【P14(2)①（導入した制度の上限年齢に達する以前に離職する場合）の例】

A社で60歳（定年）まで雇用、65歳までB社で継続雇用、70歳までC社で継続雇用の場合

⇒65～70歳で解雇または対象者基準により離職する高年齢者に対して、**C社に再就職援助措置、多数離職届、求職活動支援書の義務・努力義務**がかかります。



【P14(2)②（導入する制度の上限年齢が70歳未満で、上限年齢まで達して離職する場合）の例】

A社で60歳（定年）まで雇用、65歳までB社で継続雇用、C社で68歳までの継続雇用制度を導入する場合

⇒68歳で離職する高年齢者に対して、**A社に再就職援助措置、多数離職の義務・努力義務**がかかります。

（求職活動支援書の義務はかかりません。）

